

# 安全ダイジェスト正誤表

目次のページ表記：正

## 目次 (5)

30-2 騒音障害防止のためのガイドライン	221
-----------------------	-----

## 目次 (6)

37-2 建設工事等計画参画者の資格	266～267
37-3 作業別労働災害防止担当者一覧表	268～277
37-4 法定点検義務事項一覧表	278～282
37-5 法定定期自主検査を要する機械一覧表	283～287
37-6 「機械等設置・移転・変更届」対象一覧表	288
37-7 クレーン等設置届・設置報告等一覧表	289
37-8 立入禁止の措置等一覧表	290～293
37-9 掲示・表示の設定を必要とする箇所の一覧表	294～296
37-10 監視人・誘導員の配置を必要とする場合の一覧表	297
37-11 合図、信号等の設定一覧表	298
37-12 労働安全衛生法関係届出書類等一覧表	299～300
37-13 事故報告等	301
37-14 安全作業に関するガイドライン一覧表	302～303

### P229 吹付け石綿等の処理に当たっての手続き

#### ①事前手続き

×  
誤

(ハ) 「特定粉じん排出等作業届」※ (大気汚染防止法)・・・都道府県知事  
※吹付け工法により施工された「石綿含有仕上塗材」は「吹付け石綿」として取扱う。  
また吹付け工法により施工されたか明らかでない場合も、「吹付け石綿」とみなし、  
特定粉じん排出等作業の実施の届出及び作業基準の遵守が望ましい。  
(H29.5.30 環境省告示 環水大大発第1705301号)

○  
正

(ハ) 「特定粉じん排出等作業届」※ (大気汚染防止法)・・・都道府県知事  
※石綿含有仕上塗材について、石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト (ひる石) は、「吹付け石綿」として扱う。  
(R2.11.30 環境省通達 環水大大発第2011301号)

### P230 解体する建材の作業レベルと使用する保護具

#### 枠内上段

×

※石綿含有仕上塗材 ←削除

#### 枠外下段

×  
誤

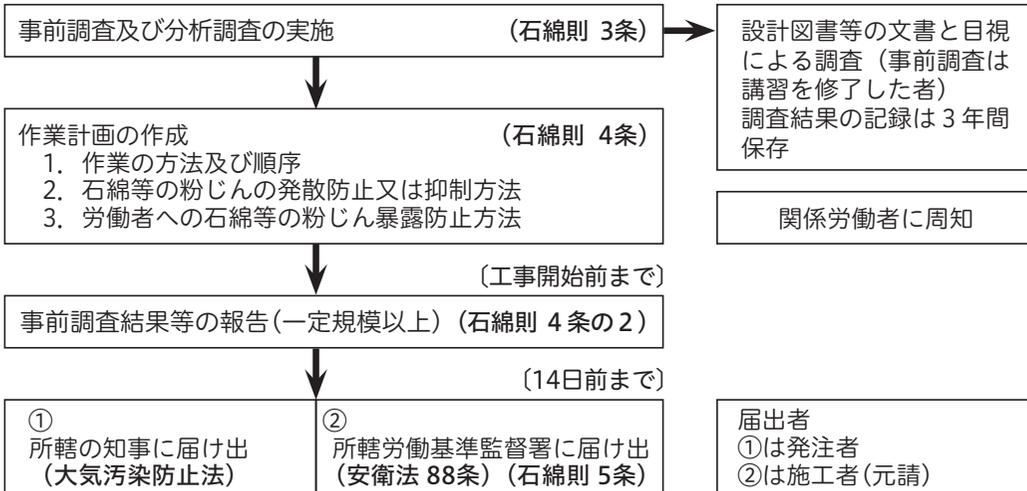
※吹付け工法により施工された「石綿含有仕上塗材」は「吹付け石綿」として取扱う。

○  
正

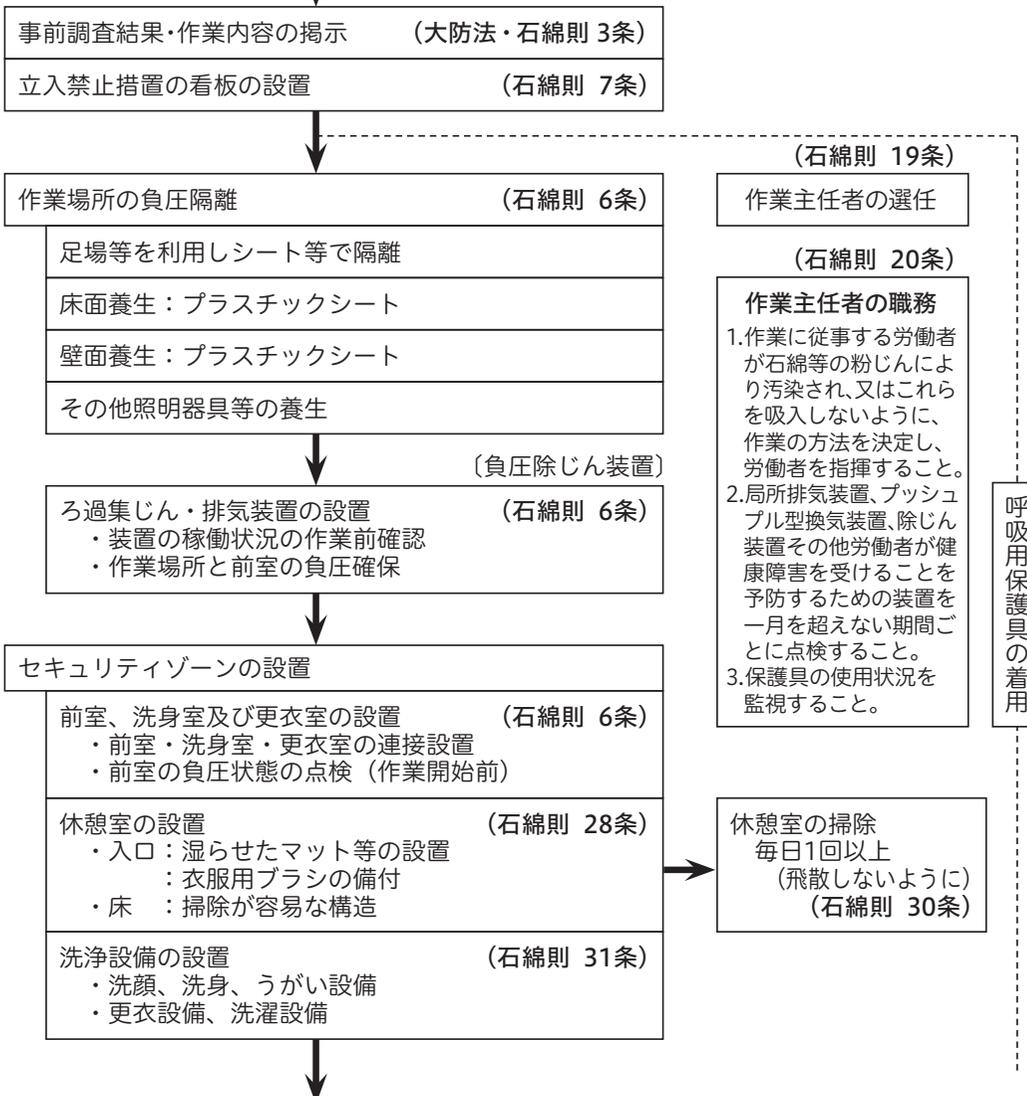
※石綿含有吹付けパーライト及び石綿含有吹付けバーミキュライト (ひる石) は  
「吹付け石綿」として取扱う。

# 32-4 石綿建材の切断等による除去作業の一般的手順

## 事前準備

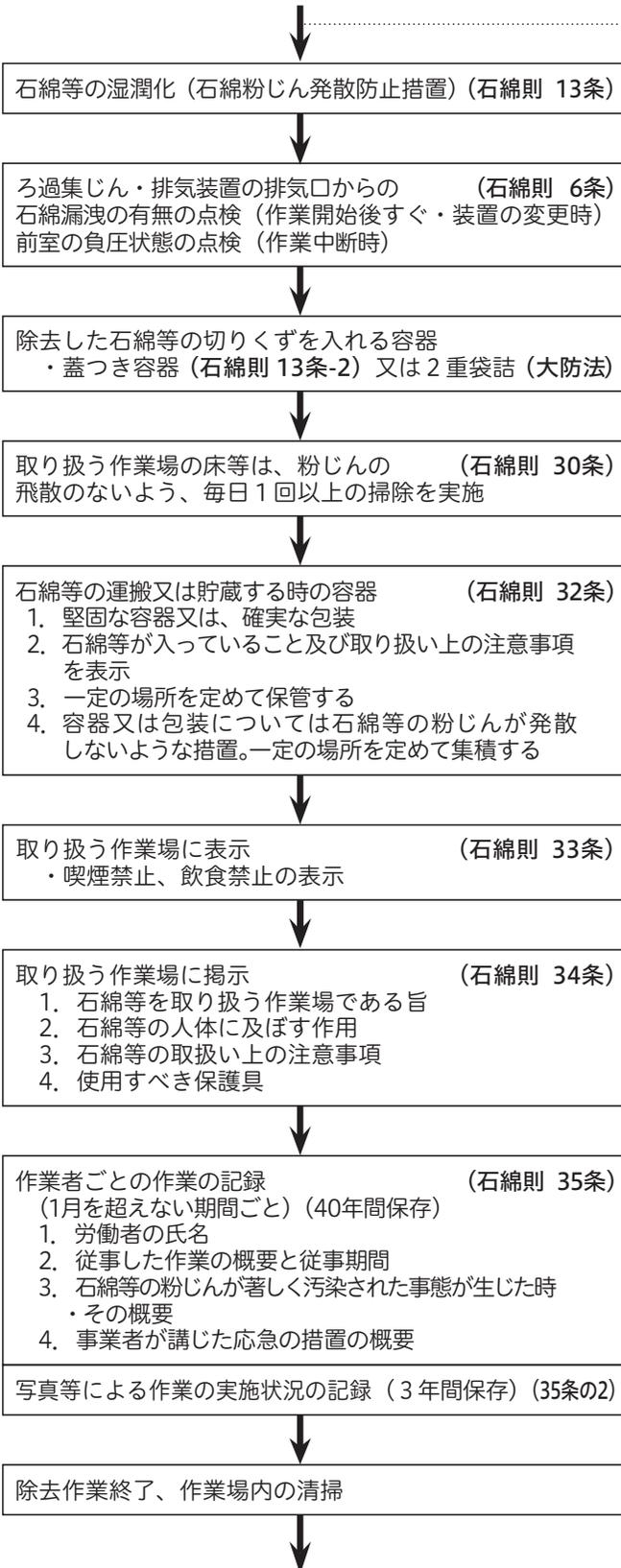


## 作業開始前



32-4 石綿建材の切断等による除去作業の一般的手順

除去作業中



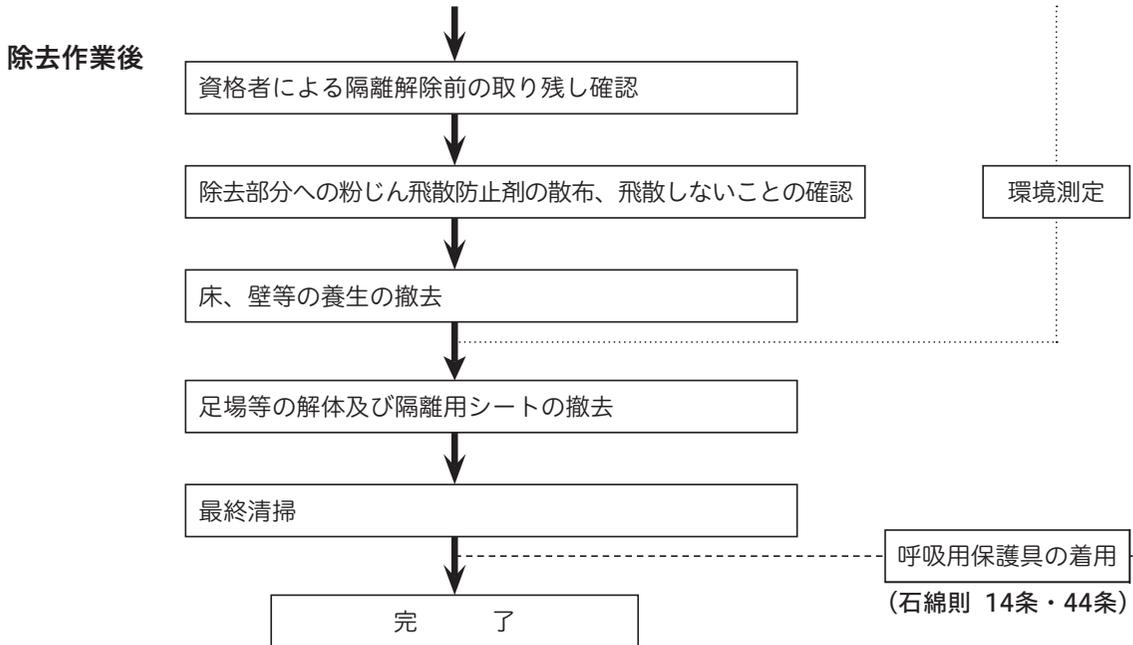
特別教育修了者  
(安衛則 36-37)  
(石綿則 27)



保護衣の着用

呼吸用保護具の着用

32-4 石綿建材の切断等による除去作業の一般的手順



☆ 除去後から廃棄までの過程等については、厚労省「基安化発 0609 第 2 号 H29.6.9」に準じた措置を講ずること

注1) 事前調査及び分析調査について

- ①設計図書等の文書及び現地での目視調査は、建築物石綿含有建材調査者講習登録規程に規定される石綿含有建材調査者等に依頼する。(2023年10月から義務付け)
- ②分析調査は、厚生労働大臣が認める分析調査を実施するために必要な知識及び技能を有する者に依頼する。(2023年10月から義務付け) (石綿則 3条)

注2) 就業させる建築物の壁、柱、天井等に吹き付けられた石綿等が損傷、劣化等によりその粉じんを発生させ、及びその労働者が粉じんに暴露する恐れのあるときは、当該石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置を講ずる。(石綿則 10条)

注3) 隔離の措置の解除について

作業場所内の石綿等の粉じんを処理するとともに、吹き付けられた又は、張り付けられた保温材、耐火被覆材等を除去した部分を湿潤化し、資格者が当該石綿等又は石綿含有保温材等の除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離の措置は解除してはならない。(石綿則 6条)

注4) 吹付石綿等除去作業に労働者を従事させるときは、呼吸用保護具は電動ファン付き呼吸用保護具、又はこれと同等以上の性能を有する空気呼吸器、酸素呼吸器、送気マスクを使用させなければならない。(石綿則 14条)

注5) 保護具は下記に定める規格等に適合したもの

- ①電動ファン付呼吸用保護具……防護率99.7%以上、フィルター捕集効率99.7%以上の国家検定合格品
- ②空気呼吸器……JIS T 8155に定める規格に適合
- ③酸素呼吸器……JIS T 8156に定める規格に適合
- ④送気マスク……JIS T 8153に定める規格に適合

※ 呼吸用保護具の区分と種類については「石綿粉じんへのばく露防止マニュアル」(建設業労働災害防止協会)を参照ください。